

建設工事業者の皆様へ

島田市行政経営部契約検査課長

## 建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領の一部改正について（通知）

下記のとおり要領の一部改正をしたので、お知らせいたします。

## 記

## 1 概要

## (1) 理由

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りある人材の有効活用を図りつつ、将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となり、令和4年5月にとりまとめた「技術者制度の見直し方針」及び「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」を受け、令和4年11月18日付け事務連絡の建設業法施行令（昭和31年政令第273号）において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者の専任を要する請負代金等の引き上げ並びに技術検定制度的見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が公布されたため改正を行う。

## (2) 概要

近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しがされましたので、「建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱い要領」の対象要件の金額を見直す。

	現行	改正後
現場代理人の兼任	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
(参考) 特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工 体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
(参考) 主任技術者及び監理技術者の専任を要する 請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
(参考) 特定専門工事の下請代金額の上限	3,500万円	4,000万円

( ) 内は建築一式工事

## 2 施行日

令和5年4月1日

(問い合わせ先)

契約検査課 契約・検査担当

電話 (0547)36-7220

E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp